

番号導入効果③-A 生活保護の決定実施に必要な調査

【制度の概要】

保護の決定実施のため、以下のような調査を実施。

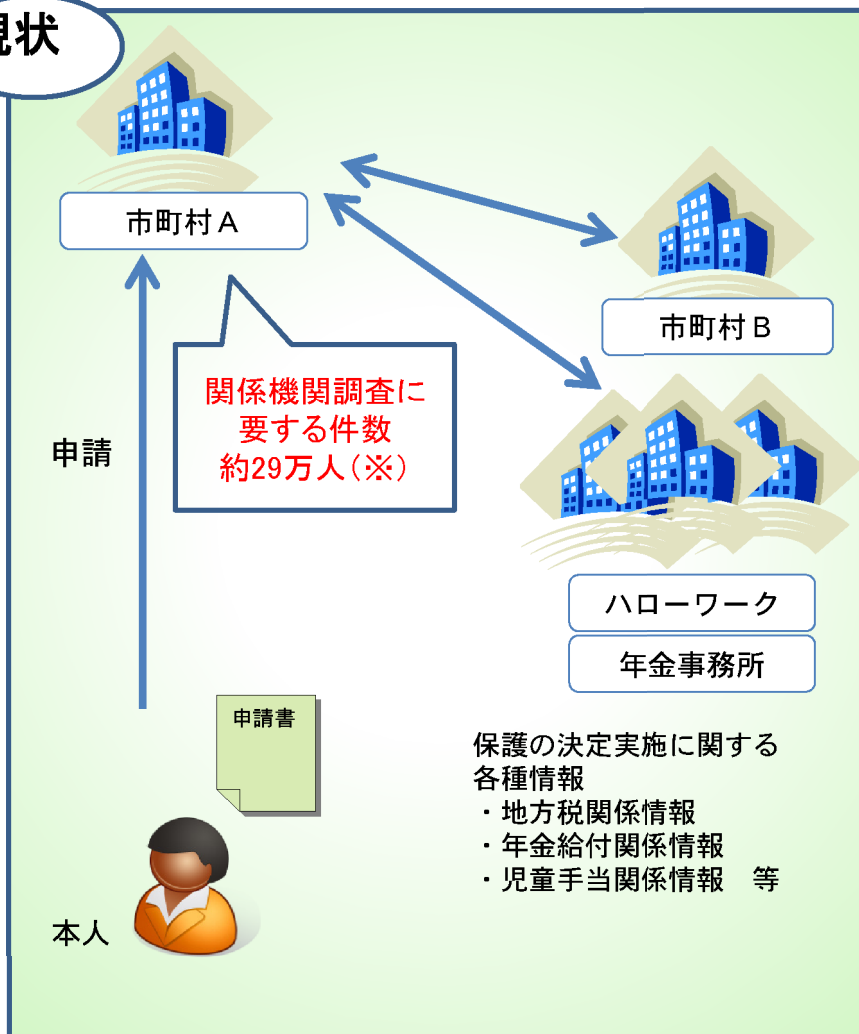
- ・ 預貯金、保険、不動産等の資産調査
- ・ 年金等の社会保障給付、就労収入等の調査

【番号制度導入後の効果】

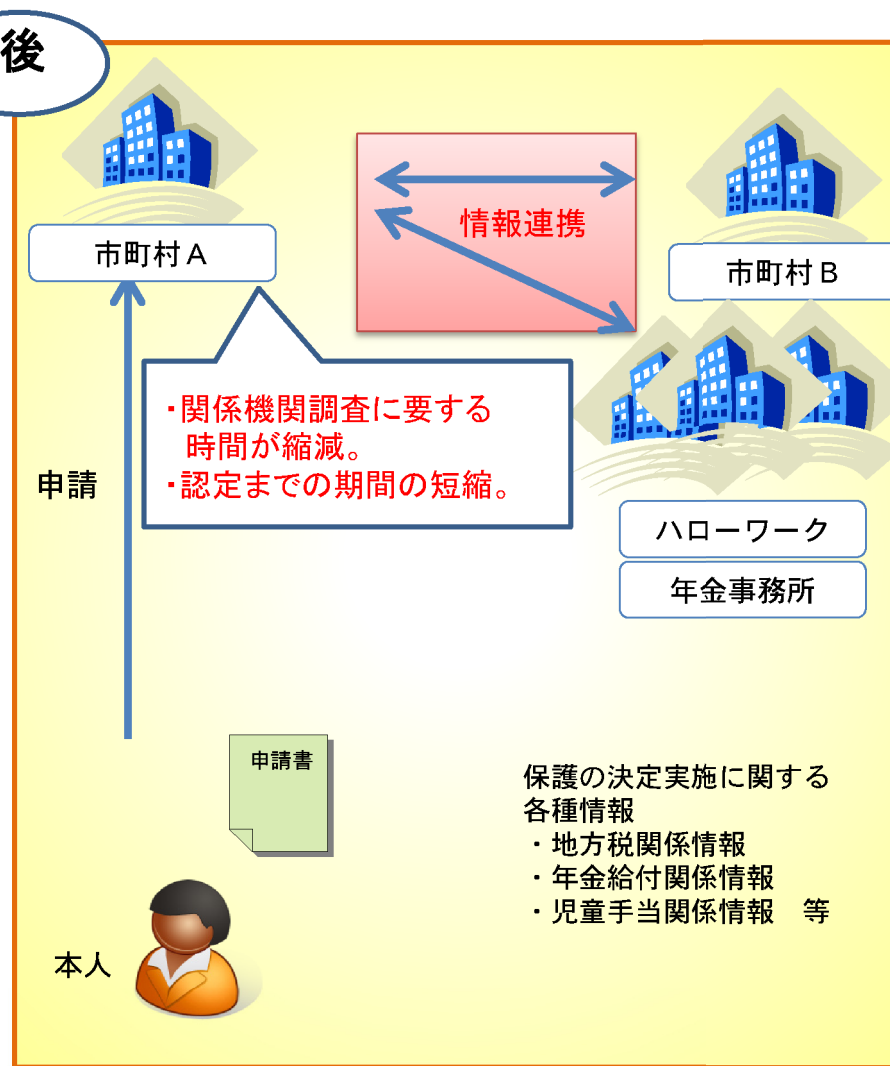
必要に応じて情報提供ネットワークシステムを通じて、保護の決定実施に関する情報を他市町村等に照会。

当該情報等に基づき保護の決定実施。

現状



今後



※生活保護申請件数 約29万件(平成23年度福祉行政報告例)。

※現時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

番号導入効果③-B 転入者(第1号被保険者)の介護保険料算定

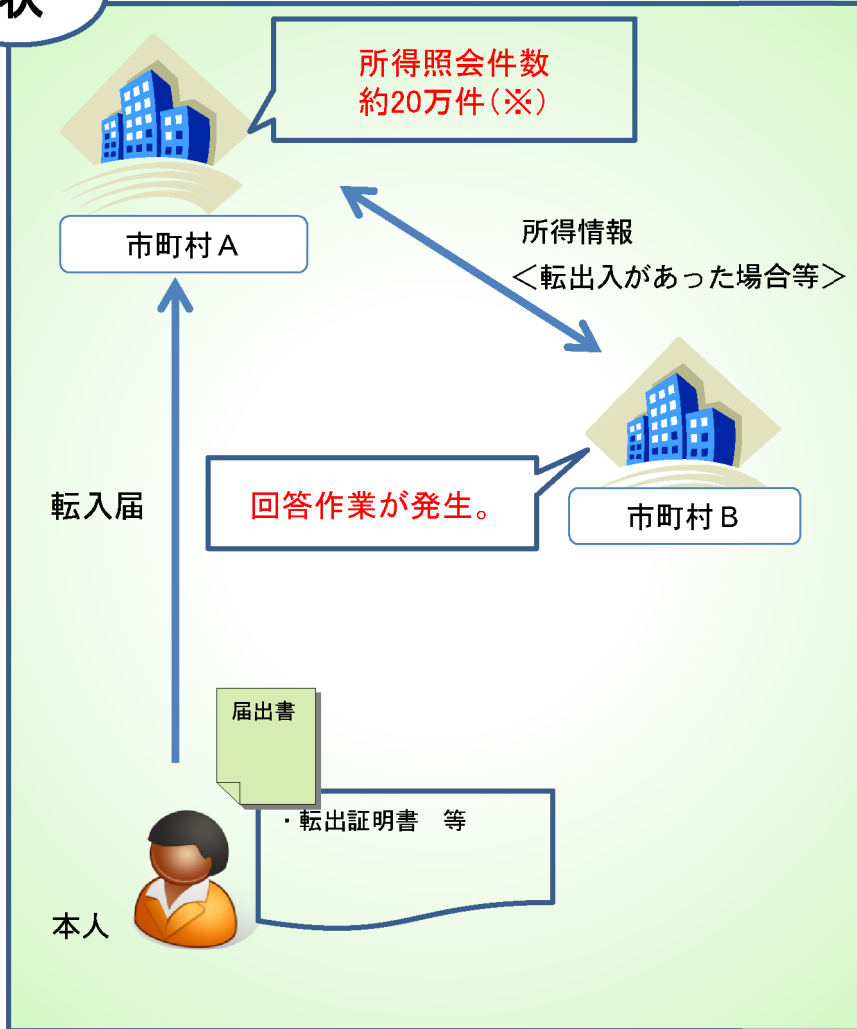
【制度の概要】

他の市町村より転入した場合は、介護保険料算定の基礎となる住民税の課税資料について1月1日に住民登録のあった市町村に所得照会を実施。

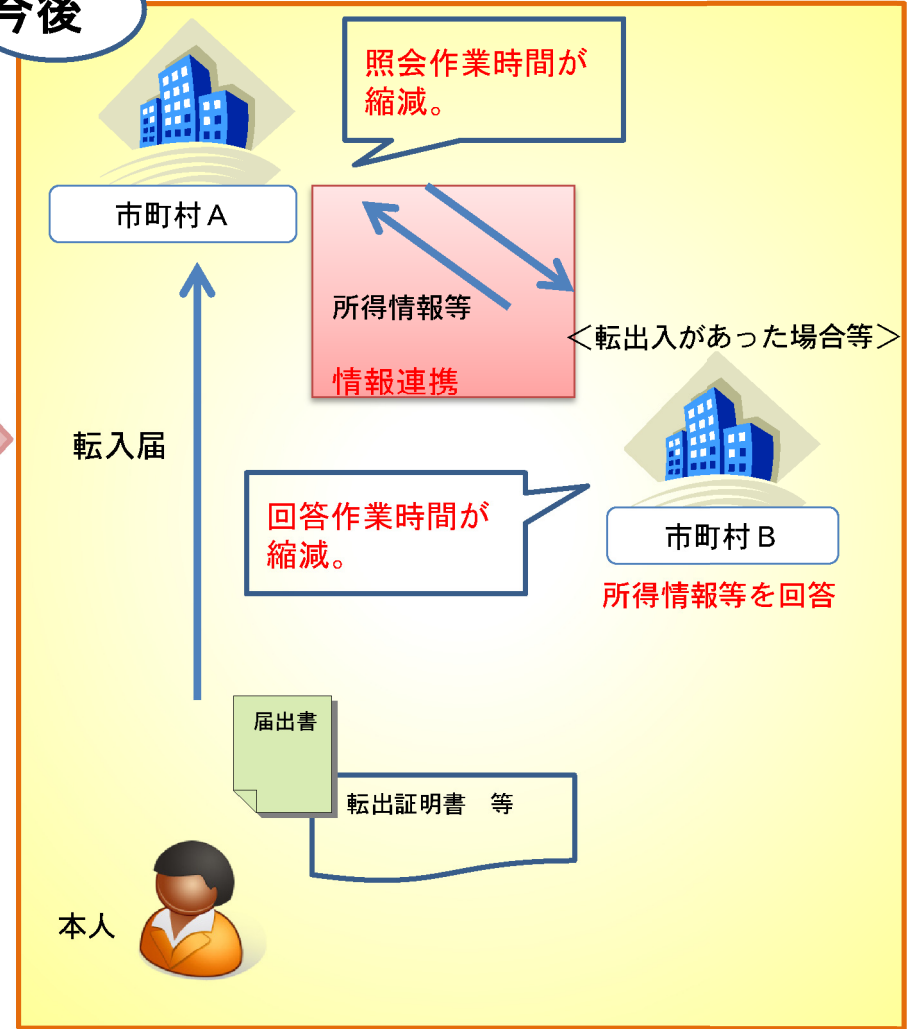
【番号制度導入後の効果】

情報提供ネットワークシステムにより住民税の課税に関する情報を1月1日に住民票のあった市町村に照会。当該情報等に基づき介護保険料を算定。

現状



今後



※第1号被保険者数 約2,978万人、転入 約20万人(平成23年度介護保険事業状況報告)。

※現時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

番号導入効果④-A 厚生年金と雇用保険の併給調整

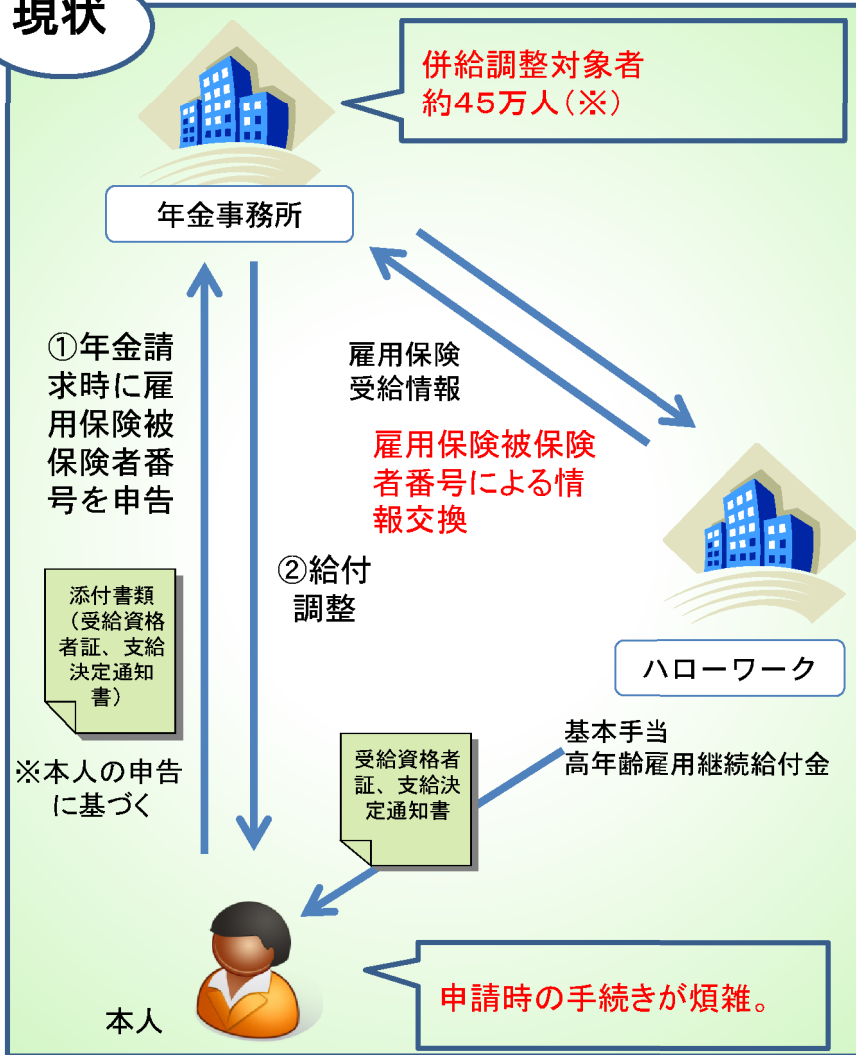
【制度の概要】

年金請求時に雇用保険被保険者番号を雇用保険被保険者証などにより確認し、老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当及び高年齢雇用継続給付金との併給調整を行う。

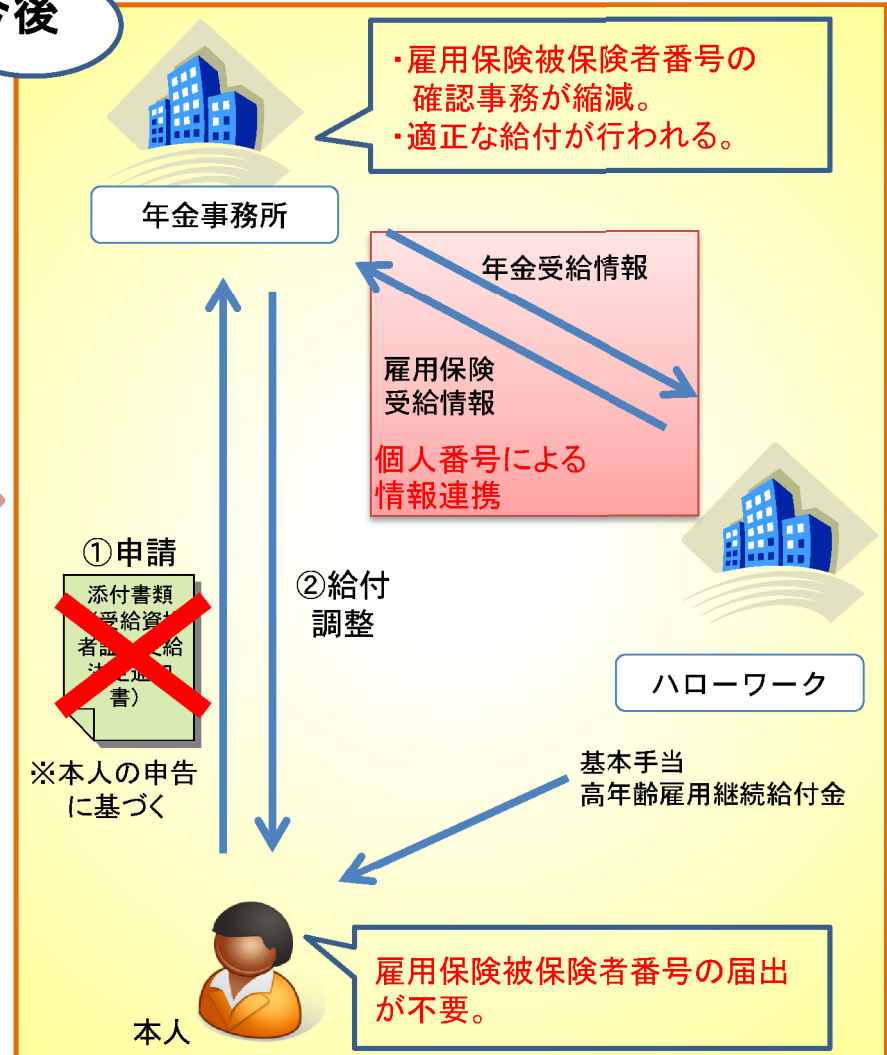
【番号制度導入後の効果】

年金、雇用保険の双方で共通の個人番号を使用することにより、個人番号で併給調整対象者を把握する。（基礎年金番号と雇用保険被保険者番号の双方の個人番号を確実に紐付ける。）

現状



今後



※老齢厚生年金と基本手当(失業給付)及び高年齢雇用継続給付金との併給調整に該当する受給権者数:45万人(平成23年度末)。
 ※現時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

番号導入効果④-B 傷病手当金と厚生年金等の併給調整

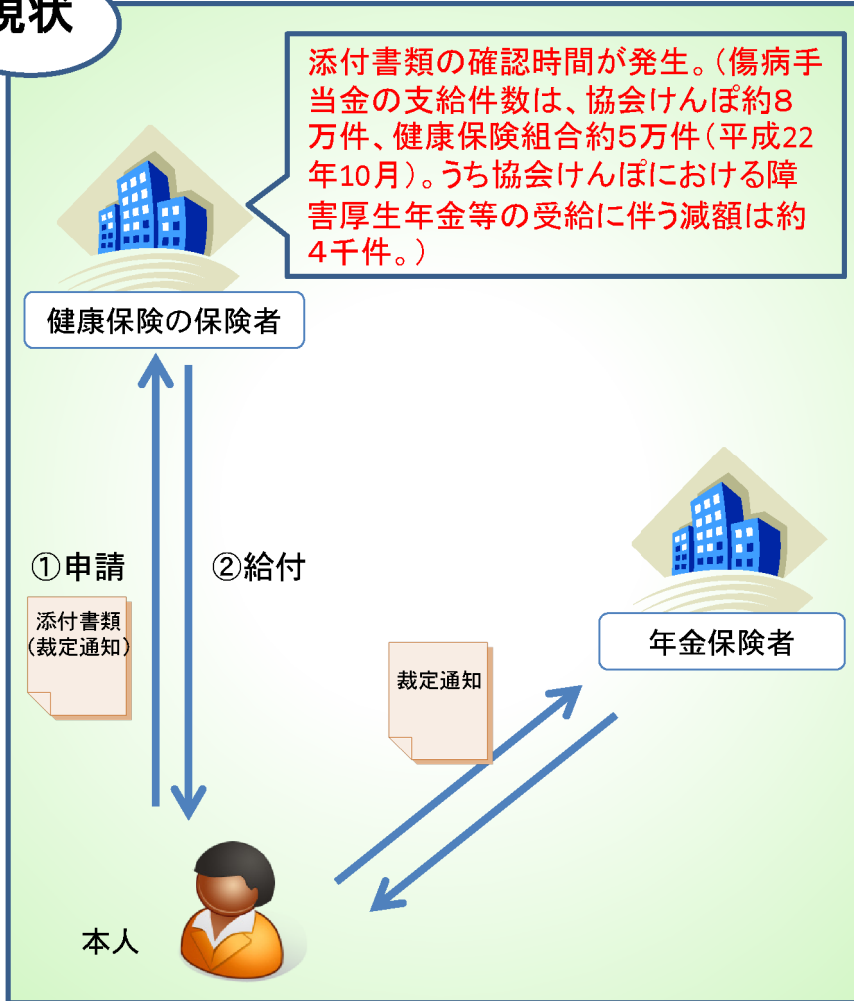
【制度の概要】

障害厚生年金等の支給を受けることができる場合、傷病手当金は減額又は支給されないこととされている。そのため、年金額を証する書類の提出を求めており、この書類に基づき判断することとしている。

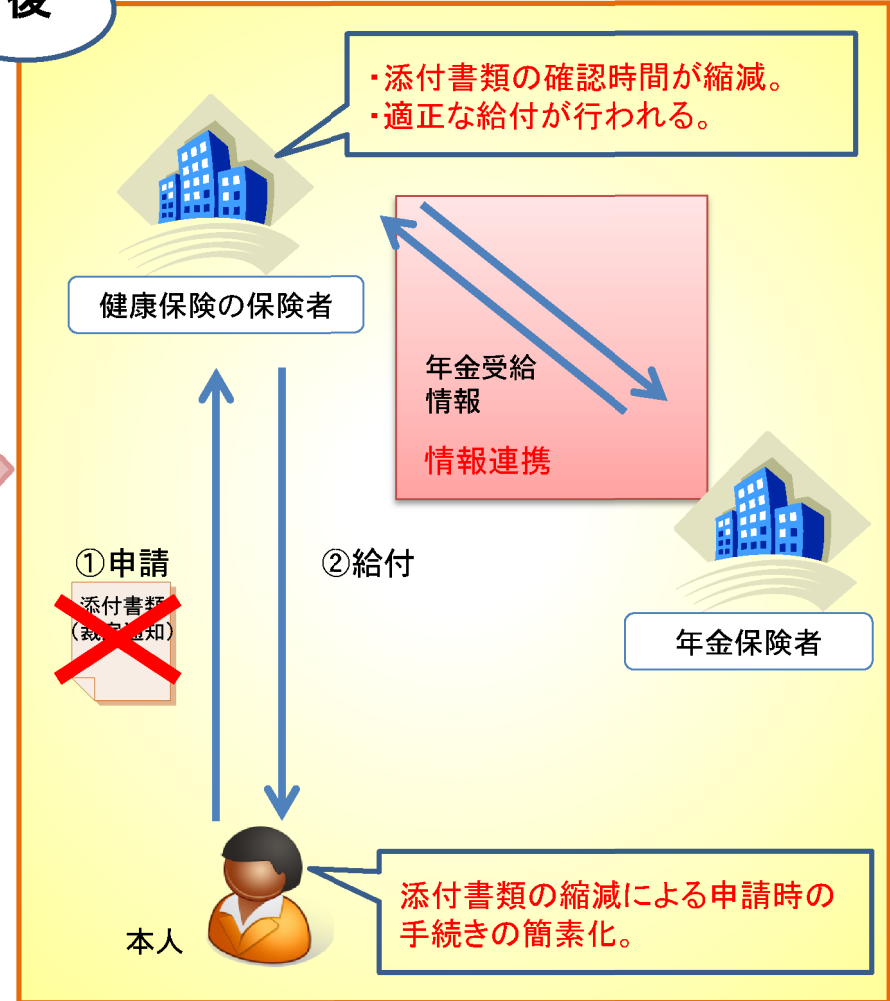
【番号制度導入後の効果】

医療保険者と年金保険者の間で年金の給付状況につき情報提供を行うことにより、適正な給付を確保。

現状



今後



※現時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

資産等の把握への活用の考え方

社会保障制度改革国民会議 報告書 ～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～（抜粋）

「21世紀型(2025年)日本モデル」の社会保障では、主として高齢者世代を給付の対象とする社会保障から、切れ目なく全世代を対象とする社会保障への転換を目指すべきである。その際、全世代型の社会保障への転換は、世代間の財源の取り合いをするのではなく、それぞれ必要な財源を確保することによって達成を図っていく必要がある。

また、世代間の公平だけでなく、世代内の公平も重要であり、特に他の年代と比較して格差の大きい高齢者については、一律横並びに対応するのではなく、負担能力に応じて社会保障財源に貢献してもらうことが必要である。

このような観点から、これまでの「年齢別」から「負担能力別」に負担の在り方を切り替え、社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべきである。

⇒ **ただし、資産要件を取り入れるかは個々の社会保障制度の趣旨に照らして検討すべき課題。**

資産要件を設定している社会保障制度の例

① 生活保護制度

利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件として支給される。

→ 福祉事務所職員のマンパワーにより資産を把握する運用を行っている。

② 求職者支援制度

求職者支援制度における給付金支給に関し、金融資産、土地建物の所有に関する要件を設定している。

→ 受給申請者の自己申告に基づく運用を行っている。

今後の方向性

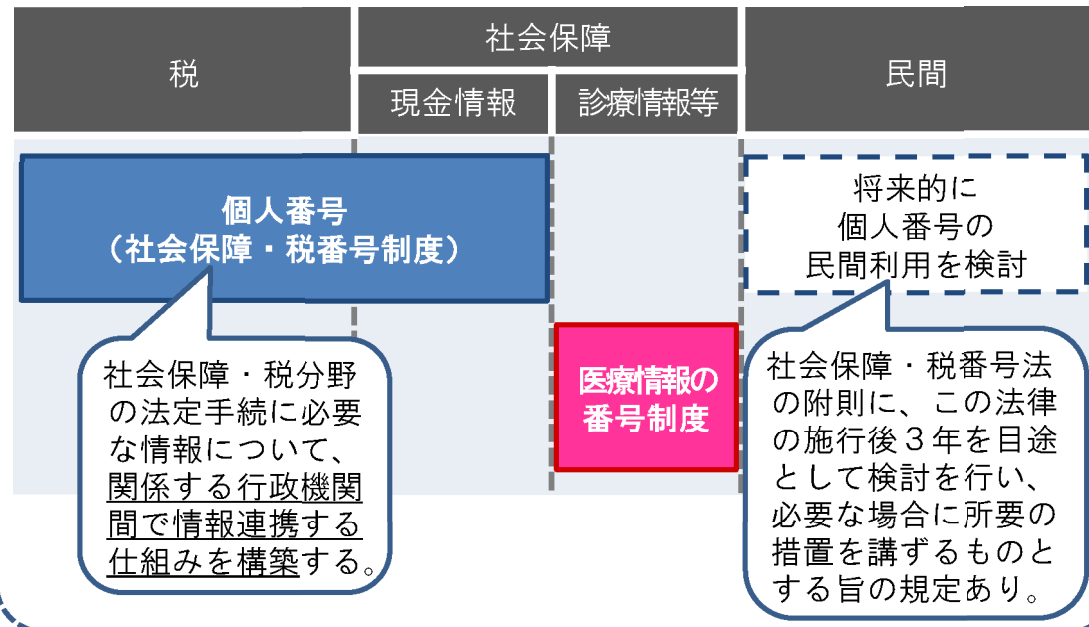
- 現在多くの制度が採用している所得要件は、住民税の課税情報や年金給付額情報など、他制度で把握した情報によって運用されており、市町村等の事務負担やコスト面から考えても、社会保障制度のためだけに資産把握の仕組みを構築することは困難。課税環境の整備等と併せた検討が必要。

医療情報の番号制度の検討状況 ①

これまでの経過

- 社会保障・税番号制度は、行政機関等を情報連携対象として、社会保障・税・災害対策の各分野で利用することとされている。
- 医療機関等を情報連携対象とする医療分野の番号制度については、別途検討することとされた。
- 平成24年4月に検討会を設置し、同年9月に報告書を取りまとめたが、関係者の間でも様々な意見がある。

(参考1) 社会保障・税番号制度と医療情報の番号制度の関係



(参考2) 「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」(平成24年9月12日・「社会保障分野サブワーキンググループ」及び「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」) 要旨より抜粋

Ⅲ. 安全で効率的な情報の利活用を可能とする情報連携基盤の整備について

- マイナンバーとは異なる、医療等分野でのみ使える番号や安全で分散的な情報連携の基盤を設ける必要がある。
 - ※ 政府全体の情報連携基盤として構築されるマイナンバー法案に基づくインフラとは、二重投資を避ける観点から可能な範囲は共用することも検討。
- 医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備等について、国民にわかりやすい説明を行い、理解を得ていくことが重要である。

医療情報の番号制度の検討状況 ②

医療情報の番号制度は、

- ◇ 医療・介護ネットワークの全国規模での運用
- ◇ 個人の医療・健康情報の一元的・継続的な管理・活用の重要な手段となる



番号制度導入の前提

1. システム環境の整備

- 医療情報を全国規模でやりとりできるシステム環境、ネットワークが必要
- そのため、医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開、医療機関のシステム整備を推進
 - ※ 病院8,600・診療所170,000・薬局55,000か所

2. 個人情報保護

- 医療情報の利活用と保護を図るために必要な措置（個人情報保護法制全体を含めた議論に）
 - ※ 社会保障・税番号制度とは別体系の番号とすることを含め番号制度のあり方を検討

3. 国民的理解の醸成

- 番号を付した医療情報が全国規模でやりとりされることへの国民的理解

今後の対応

1. 社会保障・税番号制度の定着

※ 地方公共団体(約1,800)、医療保険者(約1,500)、国の行政機関の間で個人情報をやりとりできるシステム環境を整備するという前例のない取組

2. 医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開

→ IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会の「医療・健康分科会」の議論を踏まえ、関連施策を推進

3. 個人情報保護法の見直しに向けた議論

→ IT総合戦略本部の「パーソナルデータに関する検討会」において個人情報保護法制全体の見直し方針を議論している。医療情報についても、これを踏まえて検討

医療情報の番号制度の検討状況 ③

(参考3)日本再興戦略 -JAPAN is BACK-
(平成25年6月14日・閣議決定)

○ 医療情報の利活用推進と番号制度導入

・ 地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るため必要な措置を講ずるなど環境整備を行う。また、個人一人ひとりが自分の医療・健康データを利活用できる環境を整備・促進し、適正な情報の活用により適切な健康産業の振興につなげるべく検討を進め、国民的理解を得た上で、医療情報の番号制度の導入を図る。このため、まずはデータやシステム仕様の標準化、ガイドライン作成等の運用ルールの検討等の環境整備を行う。

(参考4)IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」

： 個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールの明確化や、第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針の策定を行うもの。

○ これまでの経過

第1回 9月2日開催 事務局抽出の論点に関するフリートーキング

第2回 10月2日開催 安岡委員、鈴木委員、山本委員によるプレゼンテーション

第3回 10月29日開催 新保委員、穴戸委員、伊藤委員、松岡委員、長田委員、参考人によるプレゼンテーション

第4回 11月22日開催 技術検討ワーキンググループ検討状況報告(匿名化関係)、制度見直し方針(事務局案)についての
議論

○ 今後の検討予定

・12月 制度見直し方針等の承認